

長野県文化財保護審議会への諮問について

文化財・生涯学習課

下記の文化財を長野県宝に指定及び長野県天然記念物の指定解除をしたいので、文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 4 条第 3 項及び第 31 条第 2 項の規定により、長野県文化財保護審議会に諮問する。

記

1 長野県宝に指定する文化財

| 名 称 | 員 数 | 所 在 地 | 所有者の住所及び 氏名又は名称 |
|-------|-----|--------------------------|-------------------------|
| 松田家齋館 | 1 棟 | 千曲市大字八幡 字森下 3033 番 23 | 千曲市大字八幡 3033 番地 松田孝弘 |

2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 告 示 |
|---------|---------------------|-------------------------------------|
| 東北山の千本松 | 松本市五常字中尾 6172 番口 | 平成 17 年 9 月 26 日 長野県教育委員会告示第 8 号 |

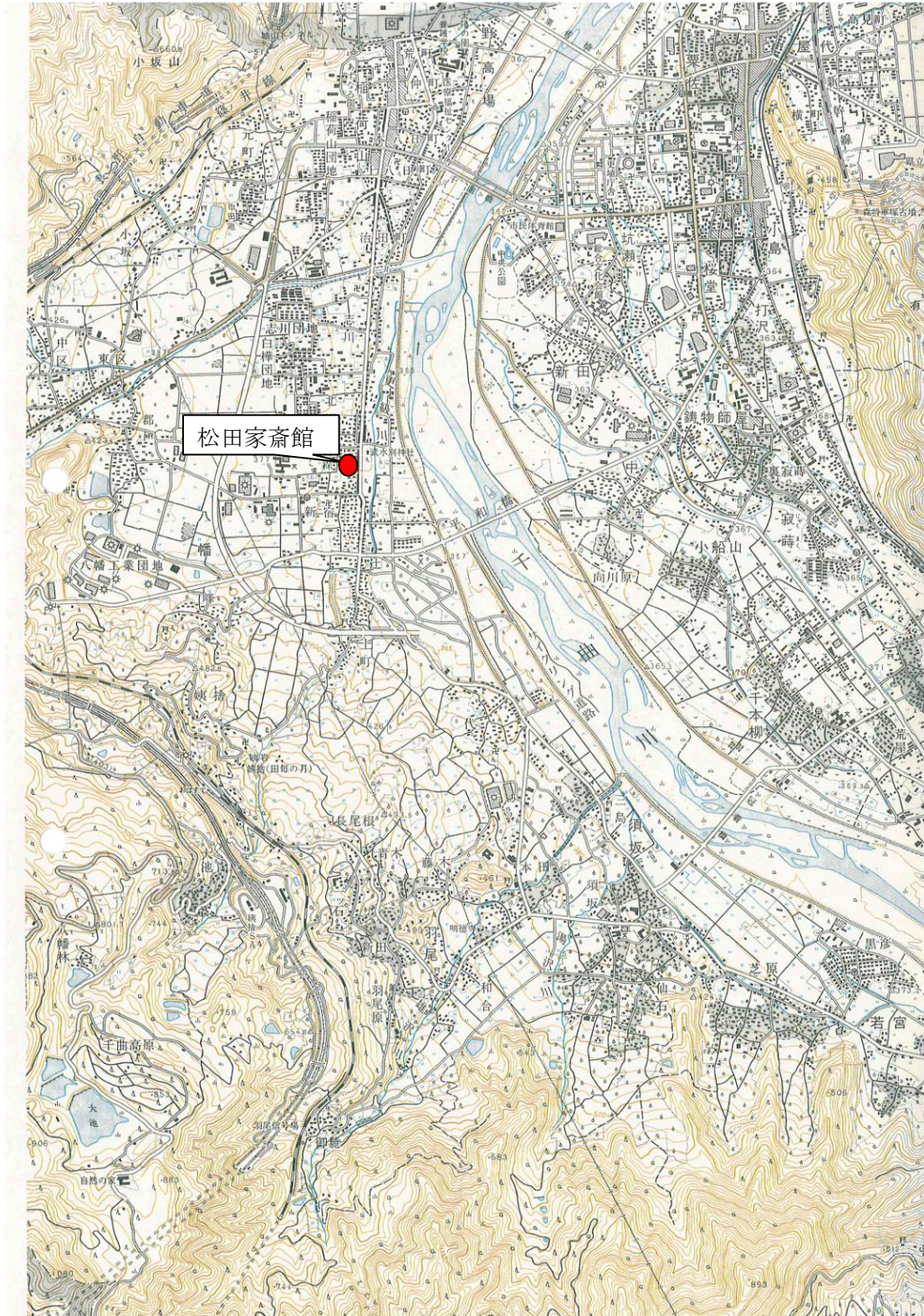
諮 問 物 件 の 概 要

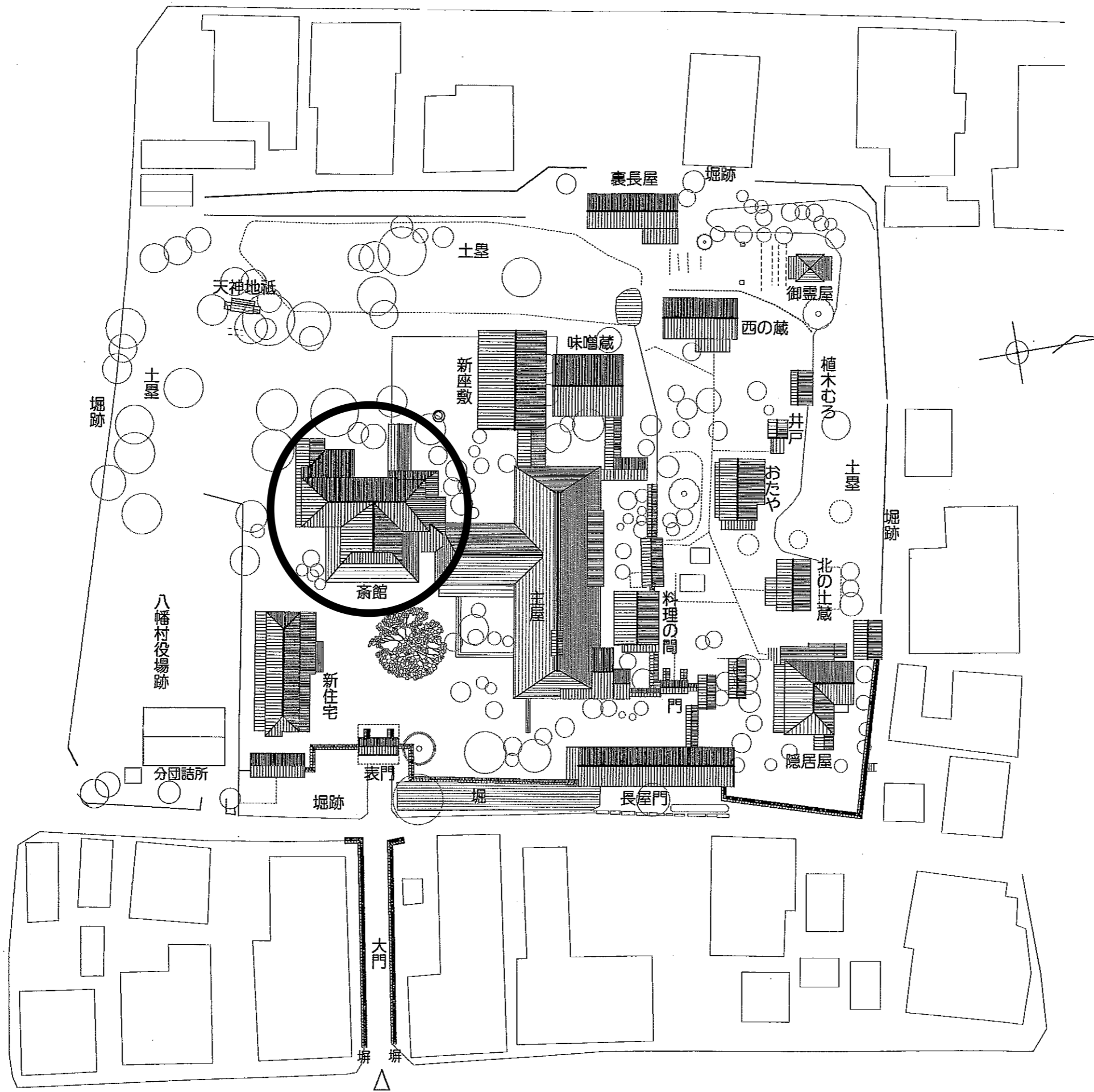
| | |
|-------|---|
| 名称・員数 | まつだ けさいかん 松田家齋館 1棟 |
| 所在地 | ちくましおおあぎやわたあぎもりした 千曲市大字八幡字森下3033番地23 |
| 所有者 | 千曲市大字八幡3033番地 まつだ たかひろ 松田 孝弘 |
| 年代 | 19世紀前期 |
| 構造形式 | よせむねづくり さんかわらぶき 寄棟造、棧瓦葺、間口7間、奥行3間半 |
| 諮問理由 | <p>千曲市八幡にある武水別神社は、北信有数の大社である。周辺地域は平安時代後期以降、石清水八幡宮（京都府八幡市）の荘園で、この神社は荘園の鎮守として八幡宮を勧請したものと伝える。中世以降は武士の崇敬が厚く、近世には神官松田家と別当神宮寺によって運営されてきた。松田家は、近世初頭からその神官を務めた家である。そのため、松田家には、近世の神社経営に関する貴重な資料が多数保存されている。</p> <p>敷地は、間口51間（約93m）、奥行き40間（約73m）の規模で、側面・背面の三方に土塁を築いている。また、近代までは周囲に堀が巡らされていた。このような屋敷の構えは、中世の居館を前身としているものと推定される。明治前期に敷地の東南隅は八幡村役場として提供され、堀の一部は昭和中期以降の道路拡幅等によって埋められてしまったものの、これ以外はほぼ近世の形状を保っている。なお、敷地は武水別神社神主松田家館跡として、平成18年4月20日に県の史跡に指定されている。</p> <p>屋敷の正面に表門、表門の北側に長屋門があり、屋敷の中央に主屋（平成16年11月22日県宝指定）が配置されている。屋敷の東北隅には隠居屋があり、西北隅には御霊屋、西南隅には氏神がある。そして、表門をくぐると、正面に齋館がある。この他にも、土蔵や味噌蔵等の近世の建造物群がまとまって残っており、主要な建物配置は、江戸時代後期から変わっていない。</p> <p>齋館は、間口7間、奥行き3間半の寄棟造、棧瓦葺きの建物で、正面に式台玄関を突き出し、周囲に下屋を付けている。間取りは、式台玄関を上ると、表側に1間の入り側があり、その正面と左側に十畳の座敷が二間続きに設けられており、右側は六畳二間が前後に配置されている。十畳二間のうち左側の座敷の奥には、神殿が設けられている。齋館は、弘化4年（1847年）の善光寺大地震のときに傾き、それを起こしたと伝えられており、寛政3年（1791年）の古図には示されていないことから、建築年代は弘化4年をさかのぼる19世紀前期と考えられる。</p> <p>齋館は、県宝に指定されている松田家住宅主屋に接続されており、神官職が行う宗教儀礼と密接に関わっている建造物で、県内で屈指の屋敷構えをもつ神官の住宅の一部として歴史的に貴重である。また、寛政の改革等を契機とする神官職の地位の向上とともに、18世紀後期以降に屋敷構えが充実することから、我が国の近世から近代にかけての宗教政策の変化が建築に与えた影響を示すものとして、学術上も注目すべき重要な建造物である。</p> |
| 指定基準 | 第1 長野県宝の指定基準 (7) 建造物 (ウ) 歴史上重要なもの (エ) 学術上重要なもの |

(参考) 信濃建築史研究室 博士(工学) 吉澤政己編

更埴市歴史的建造物建築史資料調査報告書(武水別神社神官松田家住宅)(平成9年2月)

松田家斎館の位置図





0 50m

| | | | | |
|-------|--------|---------------------|---------|-------------|
| タイトル | | 武水別神社神官松田家住宅建築史資料調査 | | 更埴市八幡3, 033 |
| 図面名称 | 配置図 | 縮尺 | 1 : 500 | 図面番号 / |
| 調査年月日 | 961023 | | | 信濃建築史研究室 |

まつだ けさいかん
松田家齋館（千曲市）



正面



正面十畳間



畳廊下



仲秋祭（9月14日）の神楽の奉納

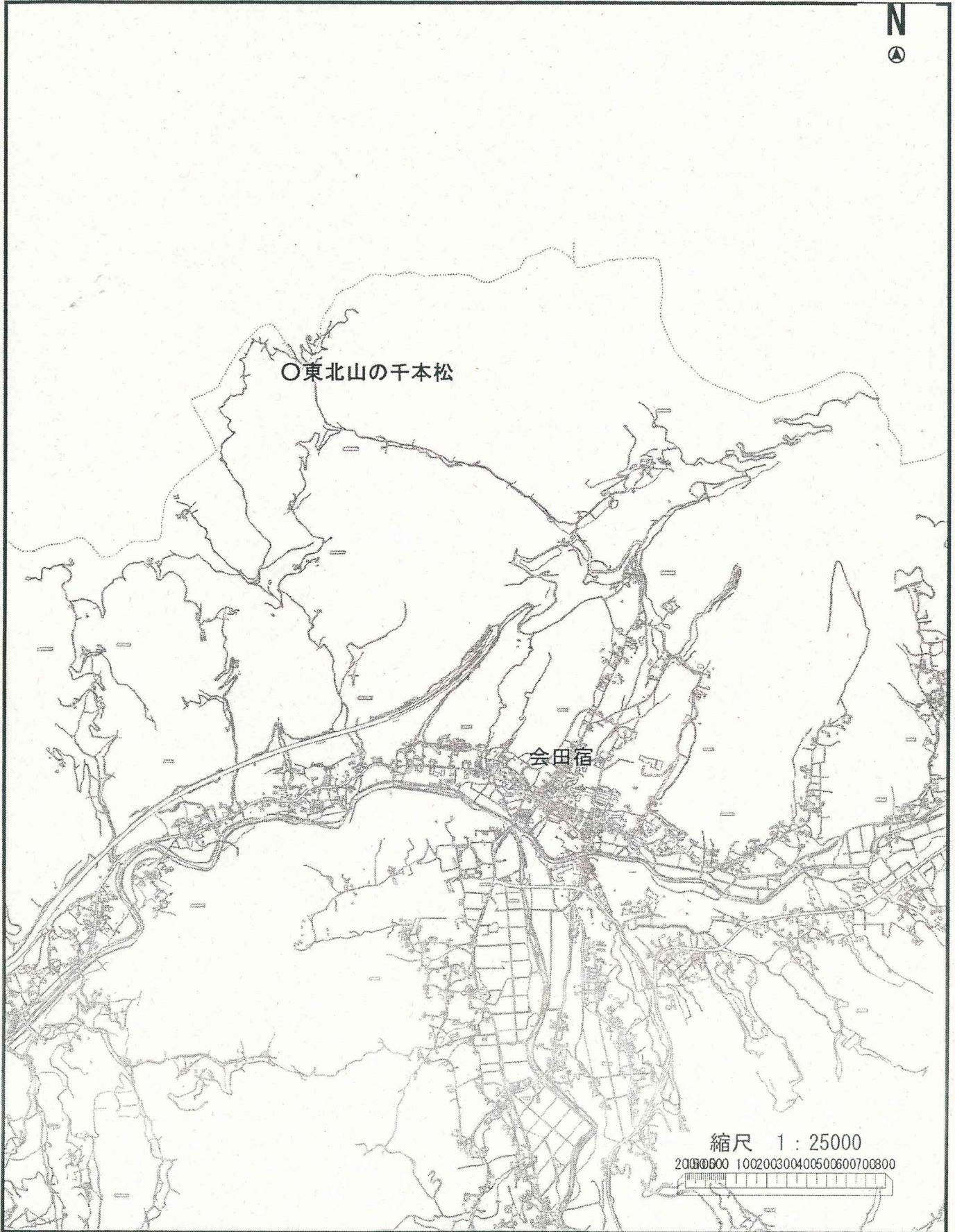


大頭祭（12月10日～15日）の出立神事

諮 問 物 件 の 概 要

| | |
|-----------------|--|
| 名 称 | 東北山の千本松 |
| 所 在 地 | 長野県松本市五常字中尾6 1 7 2 番口 |
| 所有者の住所 および氏名 | 長野県松本市会田4 0 2 8 - 7 内山一茂 |
| 概況と特色 | <p>樹種：ウツクシマツ（<i>Pinus densiflora</i> forma <i>unbraculifera</i>） 指定：平成 17 年 9 月 26 日</p> <p>指定時の幹周囲は地上 80 センチで 5.2 m、樹高約 28 mとの記録があり、単木としては県内外の類例中で樹形・樹勢とも最も優れている、と評価されている。</p> <p>平成 24 年 6 月 29 日に松本市教育委員会も参加して行われた「文化財パトロール（県教委事業）」の際には、樹勢やマツノザイセンチュウの感染懸念も念頭に置いた観察が行われた。その結果、当該樹そのものには感染の兆候が見られない旨、松本市教育委員会から連絡があった。文化財保護指導員からは、近隣（生坂村）での松枯れを懸念材料として巡視の強化が進言され、松本市教委では当該樹に気を配っていた。</p> <p>しかし、四賀地域（当該樹南方）での感染拡大の中で、当該樹も平成 24 年夏に感染し、当該地の環境（標高 750m 弱）等から、症状が比較的緩慢に現れた（通常は秋には葉が茶色になる）ものとみられる。平成 25 年 4 月に入り、地域住民から県教委に「元気がないように見える」との相談が寄せられ、4 月 9 日（火）に松本市教委とともに状況を確認した時点でマツノザイセンチュウの感染が強く疑われたため、ただちにサンプル検査を実施したところ陽性と判定された。</p> <p>「松枯れ」の仕組みから当該樹の回復は見込めないこと及び周辺への感染拡大を防止するため、関係者が協議して、必要な手続きを踏まえて平成 25 年 6 月 2 日（開始）に伐倒燻蒸の処置を行った。</p> |
| 諮 問 理 由 | <p>当該樹はマツノザイセンチュウの感染による枯死にともなう伐倒燻蒸処置で、樹姿の特色をはじめとする全ての指定要件が失われた。</p> <p>このことから、県天然記念物指定解除もやむを得ないと考える。</p> |
| 指 定 基 準 | <p>第 8 長野県天然記念物の指定基準 （ 1 ）植物 キ 大木、名木、奇形木等</p> |

東北山の千本松



H24 松枯損木位置図

東北山の千本松

四賀地区 1,975本

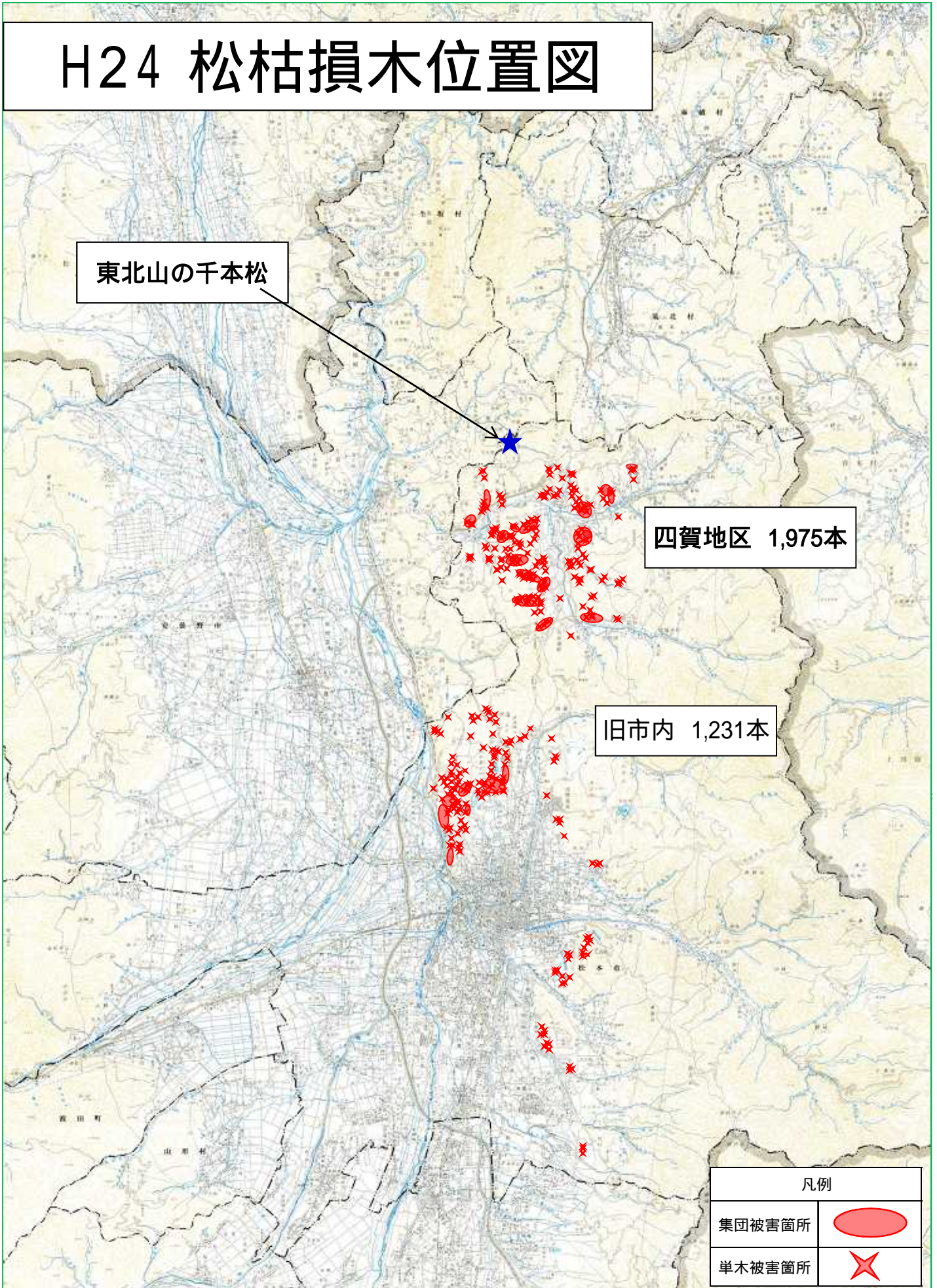
旧市内 1,231本

凡例

集団被害箇所



単木被害箇所



東北山の千本松 (平成 25 年 4 月 9 日 撮影)



(上部)



(下部)



切株と燻蒸処理



伐倒後